

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東宝株式会社			コード	9602		
提出日	2025/4/30		異動（予定）日	2025/5/29			
独立役員届出書の提出理由	折井雅子氏が(公財)サントリー芸術財団サントリーホールの総支配人を退任し、シニアアドバイザーに就任したため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	安藤 知史	社外取締役	○										○				有
2	折井 雅子	社外取締役	○											○	訂正・変更		有
3	大越いづみ	社外取締役	○											○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は、大西昭一郎法律事務所に所属しております。当社は同事務所との間に法律顧問委嘱契約を締結しておりますが、当社が定める社外取締役の独立性判断基準（「4.補足説明」をご参照ください。）に照らし、同氏の独立性には問題はありません。	同氏は当社グループの属する業界事情に明るく、かつ弁護士としての専門的な知識に基づき公正な立場からの意見が期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であるとともに、証券取引所及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準に則り、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
2	同氏は、(公財)サントリー芸術財団サントリーホールのシニアアドバイザーを務めております。当社は同財団との間に取引関係はなく、当社が定める社外取締役の独立性判断基準（「4.補足説明」をご参照ください。）に照らし、同氏の独立性には問題はありません。	同氏は異業種での企業経営においてマーケティングや人材開発の推進に携わり、その経験に基づいた有益な知識と幅広い見識を有しており、特に経営戦略やサステナビリティ、人材育成等についての積極的かつ適切な助言及び提言をいただいた実績を踏まえ、当社の監査等委員である社外取締役として選任するとともに、証券取引所及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準に則り、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
3	同氏は、株式会社チェンジホールディングスの執行役員を務めております。当社は同社との間に取引関係はなく、当社が定める社外取締役の独立性判断基準（「4.補足説明」をご参照ください。）に照らし、同氏の独立性には問題はありません。	同氏は民間のシンクタンクや外資系メーカーを経て株式会社電通に入社され、ビジネスストラクチャーメーションの推進に携われた豊富な経験と、グローバルでの企業経営や事業運営に関する幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待して、当社の監査等委員である社外取締役として選任するとともに、証券取引所及び当社が定める社外取締役の独立性判断基準に則り、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社の社外取締役の独立性判断基準(2016年3月29日制定)
当社では、社外取締役が以下1~6のケースに該当する場合は独立性がないと判断します。
1. 当社グループを主要な取引先とする者(注1)またはその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先(注2)またはその業務執行者
3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
4. 当社の主要株主(注4) (当該株主が法人である場合はその業務執行者)
5. 最近3事業年度において前1~4に該当していた者
6. 前1~5に該当する者及び当社グループの業務執行者の二親等以内の親族
(注1)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。
(注2)「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2%を超える者をいう。
(注3)「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が年間1,000万円を超える場合をいう。
(注4)「主要株主」とは、直接または間接に当社総議決権の10%以上を有するものをいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。